

## 愛媛県地域防災計画(原子力災害対策編)の主要改訂事項

	項 目	追加・修正内容	備 考		
			防災基本計画	原子力防災指針	その他
第1編 (総論)	第1章 計画の主旨	複合災害対応について規定 地域防災計画原子力災害対策編としての位置づけ			
	第2章 原子力防災対策地域の範囲	—			
	第3章 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	陸上自衛隊による空中輸送、空中モニタリングの実施 社団法人愛媛県バス協会を関係機関に追加			
	第4章 広域的な活動体制	—			
第2編 (災害予防対策)	第1章 発電所における予防措置等の責務	—			
	第2章 災害応急体制の整備	自衛消防体制の整備等について規定			
	第3章 通信連絡体制の整備	機器の耐震化、多重化を規定 地上系防災情報システムの更新整備に伴う修正			
	第4章 環境モニタリング体制の整備	—			
	第6章 緊急被ばく医療体制の整備	「緊急被ばく医療のあり方について」の改正に伴い、初期、二次、三次被ばく医療機関の役割等について修正			
	第7章 防災対策上必要とされる防護資機材等の整備	—			
	第8章 避難計画の作成	「災害弱者」「災害時要援護者」用語の修正及び定義の見直し 「災害時要援護者」及び「一時滞在者」の取扱いを整理			
	第9章 緊急物資の確保	「流通備蓄」への切り替えに伴う修正			
	第10章 防災知識の普及	—			
	第11章 原子力防災訓練の実施	—			
	第12章 原子力発電所上空の飛行規制	—			
	第13章 広域応援体制の整備	—			
	第14章 県消防防災ヘリコプターの運航	—			
	第15章 防災対策資料の整備	—			
	第16章 核燃料物資等の事業所外運搬中の事故に対する応急体制の整備	—			
	第17章 複合災害対応に係る体制整備(新設)	原子力防災訓練を踏まえ、複合災害の定義及び複合災害発生時の体制整備を規定			
	第3編 (災害応急対策)	第1章 応急措置の概要	複合災害対応について規定		
第2章 県災害対策本部の設置		災害対策本部体制の見直しに伴い、異常事象発生段階を「災害警戒本部」体制に、特定事象段階から「災害対策本部」体制とし、非常時体制を強化 地方局再編に伴い、南予地方局の協力態勢を強化			
第3章 各機関の活動体制		災害対策本部見直し及び地方局再編に伴う修正 南予地方局の応援体制について規定			
第4章 情報活動		—			
第5章 通信連絡		一時滞在者への配慮を規定			
第6章 広報・広聴活動		一時滞在者への配慮を規定			
第7章 緊急時環境モニタリング等の実施		—			
第8章 住民避難等の実施		—			
第9章 立入制限、交通規制の実施並びに災害警備の実施		—			
第10章 飲料水・飲食物の摂取制限等		流通備蓄への切り替えに伴う協定締結業者からの飲料水の供給を規定			
第11章 緊急被ばく医療の実施		「緊急被ばく医療のあり方について」の改正に伴う被ばく医療機関の役割の具体化等に伴う修正			
第12章 防災業務関係者の防護対策		—			
第13章 緊急輸送		—			
第14章 消火活動		火災発生時における原子力事業者と消防機関の連携を規定			
第15章 救助・救急活動		—			
第16章 応援協力活動		—			
第17章 県消防防災ヘリコプターの活動		—			
第18章 核燃料物資等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策		—			
第19章 複合災害時における応急対策(新設)		原子力防災訓練を踏まえ、複合災害時の応急対策に係る対応方針について規定			
第4編 (災害復旧対策)	第1章 県災害対策本部等の解散	—			
	第2章 汚染の除去等	—			
	第3章 環境モニタリングの実施と結果の公表	—			
	第4章 各種指示、制限措置の解除	—			
	第5章 災害地域住民に係る記録等の作成	市町に対する各種制限措置等に伴う被害状況の調査及び資料の整備の指示等について明記 住民等に対する不安軽減のための情報提供及び災害時要援護者への配慮を明記			
	第6章 風評被害等の影響の軽減	—			
	第7章 被災中小企業等に対する支援	—			
	第8章 物価の監視	—			
	第9章 原子力事業者の災害復旧対策	—			